

## 第 2 4 回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## 第 2 1 回宮城県危機管理対策本部会議

日 時：令和 3 年 4 月 2 7 日（火）

午前 1 1 時から

場 所：行政庁舎 4 階 特別会議室

## ◇ 次 第 ◇

- 1 まん延防止等重点措置適用に伴う県の取組状況について
- 2 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等について
- 3 基本的対処方針の変更内容と県の考え方（案）について
- 4 まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容等（案）について
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）について
- 6 その他

## &lt; 配 布 資 料 &gt;

- 【資料 1 - 1】 まん延防止等重点措置適用に伴う県の取組状況について
- 【資料 1 - 2】 飲食店に対する感染防止対策要請への対応状況調査等について
- 【資料 1 - 3】 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 3 項に基づく命令等について
- 【資 料 2】 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等
- 【資 料 3】 基本的対処方針の変更内容と県の考え方（案）について
- 【資 料 4】 まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容等（案）
- 【資料 5 - 1】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）（仙台市適用分）
- 【資料 5 - 2】 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）（仙台市以外市町村適用分）
- 【資 料 6】 県立学校の部活動等について
- 【参考資料 1】 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示，新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- 【参考資料 2】 基本的対処方針に基づく催物の開催制限，施設の使用制限等に係る留意事項等について

宮城県新型コロナウイルス対策本部会議・  
宮城県危機管理対策本部会議  
出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	志賀 真幸	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	佐藤 靖	(代理)水産林政部副部長 高橋 義広
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	佐藤 靖彦	
〃	警察本部長	千野 啓太郎	
〃	危機管理監	千葉 伸	

所属	職	氏名	備考
仙台市医師会	会長	安藤 健二郎	
宮城県新型コロナウイルス 感染症医療調整本部	本部長	富永 悌二	東北大学病院 病院長
宮城県感染症対策委員会	委員長	賀来 満夫	東北医科薬科大学 特任教授
仙台市	危機管理局長兼 危機管理監	木村 洋二	

(敬称略)

# まん延防止等重点措置適用に伴う 県の取組状況について

# 「重点措置」適用に伴う取組状況①【**仙台市内**】

「重点措置」等	左記の主な内容	県及び事業者等の対応
<b>飲食店への要請</b> <b>【法31条の6第1項】</b>	<input type="checkbox"/> 時短営業 (午前5時から午後8時まで, 酒類提供は午前11時から午後7時まで) <input type="checkbox"/> 利用者へのマスク会食の周知等 <input type="checkbox"/> アクリル板の設置等	<input checked="" type="checkbox"/> 4/3 事業者(約1万店舗)・関係8団体へ通知 <input checked="" type="checkbox"/> まん延防止等措置実態調査 ・感染防止対策要請への対応状況調査 ・営業時間短縮の要請への対応状況調査
<b>飲食店への要請</b> <b>【法24条第9項】</b>	<input type="checkbox"/> CO <sub>2</sub> センサーの設置, ガイドラインの遵守徹底 <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛	
<b>その他の施設への感染拡大防止の協力依頼</b>	<input type="checkbox"/> 時短営業 (午前5時から午後8時まで, 酒類提供は午前11時から午後7時まで) <input type="checkbox"/> 有症状者の入場禁止, 消毒設備の設置, 換気等 <input type="checkbox"/> ガイドラインの遵守	<input checked="" type="checkbox"/> 4/3～4/8 関係団体へ周知 <b>【業種別】</b> ホテル・旅館等9, ライブハウス施設19, スポーツ19(※プロスポーツ3含む), 遊技業等6, 県有体育施設6, 商工団体(百貨店・展示場含む)34, 卸売市場等18
<b>頻回・重点検査の実施</b>	<input type="checkbox"/> 高齢者施設等の従業者に対する頻回検査  <input type="checkbox"/> 歓楽街等での重点検査	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者施設等の職員約12,500人を対象として抗原定量検査を週1回程度実施する予定。  <input checked="" type="checkbox"/> 1,072店舗・5,092人申込み
<b>感染症拡大防止協力金の支給</b>	<input type="checkbox"/> 時短営業に全面協力した事業者に, 売上高方式・売上減少方式のいずれかにより協力金支給	<input checked="" type="checkbox"/> 4/9 新聞広告による周知 (※申請方法等の詳細は4/9仙台市HPに掲載)

# 「重点措置」適用に伴う取組状況②【**仙台市外**】

「重点措置」等	左記の主な内容	県及び事業者等の対応
<b>飲食店への要請</b> <b>【法24条第9項】</b>	<input type="checkbox"/> 接待を伴う又は酒類を提供する飲食店の時短営業 (午前5時から午後9時まで) <input type="checkbox"/> 利用者へのマスク会食の周知等 <input type="checkbox"/> アクリル板の設置等 <input type="checkbox"/> CO <sub>2</sub> センサーの設置, ガイドラインの遵守徹底 <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛	○4/3 事業者(約9,000店舗)・関係8団体へ通知 ○市町村の協力による営業時間短縮の要請への対応状況調査
<b>頻回検査の実施</b>	<input type="checkbox"/> 高齢者施設等の従業者に対する頻回検査	○4/16～ 高齢者施設等の職員(約720施設, 約23,000人)を対象として抗原定性検査を週1回程度実施
<b>感染症拡大防止協力金の支給</b>	<input type="checkbox"/> 時短営業等に全面協力した事業者へ支給	○4/6 県による市町村説明会開催

# 「重点措置」適用に伴う取組状況③【県内全域】

「重点措置」等	左記の主な内容	県及び事業者等の対応
<b>県民への要請</b>	<input type="checkbox"/> 不要不急の外出・移動の自粛 <input type="checkbox"/> 時短要請した時間以降に飲食店等に見だりに出入りしないこと <b>【法31条の6第2項】</b> <input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守しない 飲食店利用の自粛 <input type="checkbox"/> 飲食店の求める感染防止策への積極的な協力	<input type="radio"/> 4/3 仙台市との共同記者会見(YouTube配信) 市町村危機管理部門へ通知 <input type="radio"/> 4/5～道路情報板での「重点措置」実施中の周知 <input type="radio"/> 4/6,4/20 県内67金融機関等に通知 <input type="radio"/> 4/9 仙台市による県民・事業者向け新聞広告 <input type="radio"/> 4/3～4/5 文化芸術・県有体育施設・プロスポーツに周知 <input type="radio"/> 4/13 街頭呼びかけ(北部) <input type="radio"/> 4/20 街頭呼びかけ(栗原) <input type="radio"/> 4/21 街頭呼びかけ(気仙沼) <input type="radio"/> 4/23 街頭呼びかけ(仙台, 大河原, 東部, 登米) <input type="radio"/> 4/26 街頭呼びかけ(仙台) <input type="radio"/> 4/17 新聞広告(県民向け要請内容等の周知)
<b>イベント開催についての要請</b> <b>【法24条第9項】</b>	<input type="checkbox"/> ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 <input type="checkbox"/> 開催要件(人数上限5,000人以下, 大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率50%以内)	<input type="radio"/> 4/5 商工関係団体等へ周知
<b>事業者への要請</b>	<input type="checkbox"/> 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含めたテレワーク等の推進	<input type="radio"/> 4/5 宮城大学, 私立学校設置者に通知
<b>大学等への要請</b>	<input type="checkbox"/> 学生に対するマスク会食の徹底等 <input type="checkbox"/> 感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保	<input type="radio"/> 4/5～4/6 宮城大学, 私立学校設置者に通知
<b>(独自の取組)</b>	<input type="checkbox"/> 県立学校への周知	<input type="radio"/> 教育活動, 入学式・始業式における感染防止徹底 <input type="radio"/> 部活動でのガイドライン遵守・交流試合等の自粛
<b>その他</b>	<input type="checkbox"/> 国と都道府県との連携会議	<input type="radio"/> 4/1～「重点措置」適用自治体(宮城・大阪・兵庫, 4/12～東京・京都・沖縄, 4/19～埼玉, 千葉, 神奈川, 愛知, 4/26～愛媛)と内閣府等との間で対策実施状況等の情報共有を行うweb会議を5回開催

# 飲食店に対する感染防止対策要請への 対応状況調査等について

資料 1 - 2

## 1 感染防止対策要請への対応状況調査（令和3年4月5日～）

- ①対象 象 仙台市内の飲食店（コンビニ等を除く対象店舗）
- ②実施方法 県及び仙台市職員等で実施
- ③調査内容 アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保），  
手指消毒の徹底，食事中以外のマスク着用の推奨，  
換気の徹底などを確認

現地確認できた  
約4,500店舗に対して  
感染症対策等の実施  
状況を確認

（令和3年4月24日現在）

## 2 営業時間短縮の要請への対応状況調査（令和3年4月5日～）

### ○仙台市

- ①対象 象 仙台市内の飲食店（コンビニ等を除く対象店舗）
- ②要請内容 午前5時から午後8時までの時間短縮営業  
（酒類の提供は午前11時～午後7時）
- ③実施方法 県職員等で実施

9,013店舗を巡回し、  
対応状況を確認

（令和3年4月24日現在）

### ○仙台市以外

- ①対象 象 接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店
- ②要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業
- ③実施方法 市町村の全面的な協力を得て実施

約3,900店舗を巡回  
し、対応状況を確認

（令和3年4月24日現在）

## 3 集中PCR検査の実施（中心市街地飲食店従業員）

- ①対象 象 仙台市内（国分町，一番町，中央）の飲食店  
2, 888店舗
- ②申込期間 令和3年3月25日～4月2日
- ③申込状況 1, 072店舗， 5, 092人
- ④受検者数 4, 724人

協力いただいた店舗  
（公表希望あり）を  
ホームページで公表

（令和3年4月24日現在）

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく命令等について

## 1 全体概況（営業時間の短縮要請関係）

○調査数： 9, 013 店舗

○時短要請拒否確認数： 21 店舗  
(0.2%)

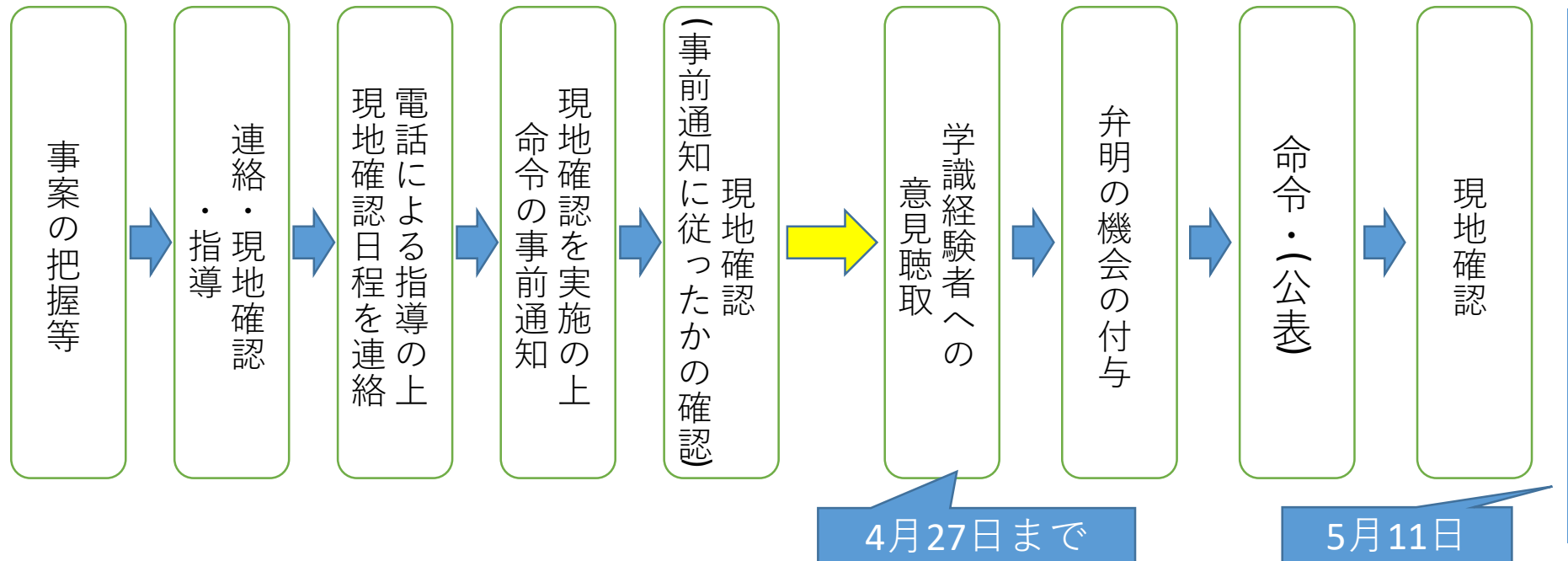
(※令和3年4月26日現在)



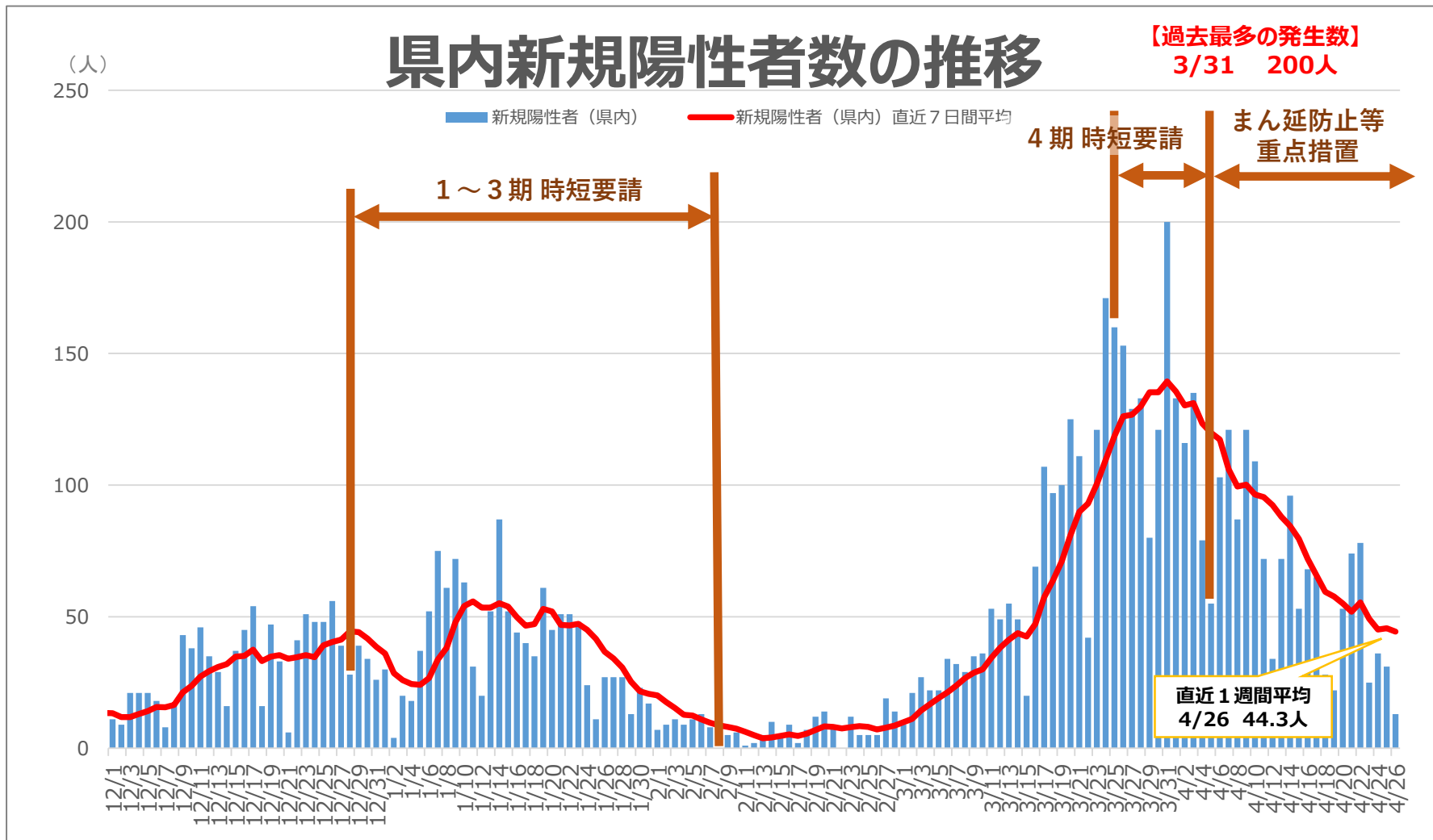
○主な業態

キャバクラ、居酒屋、ガールズバー等

## 2 これまでの取り組みと今後の予定







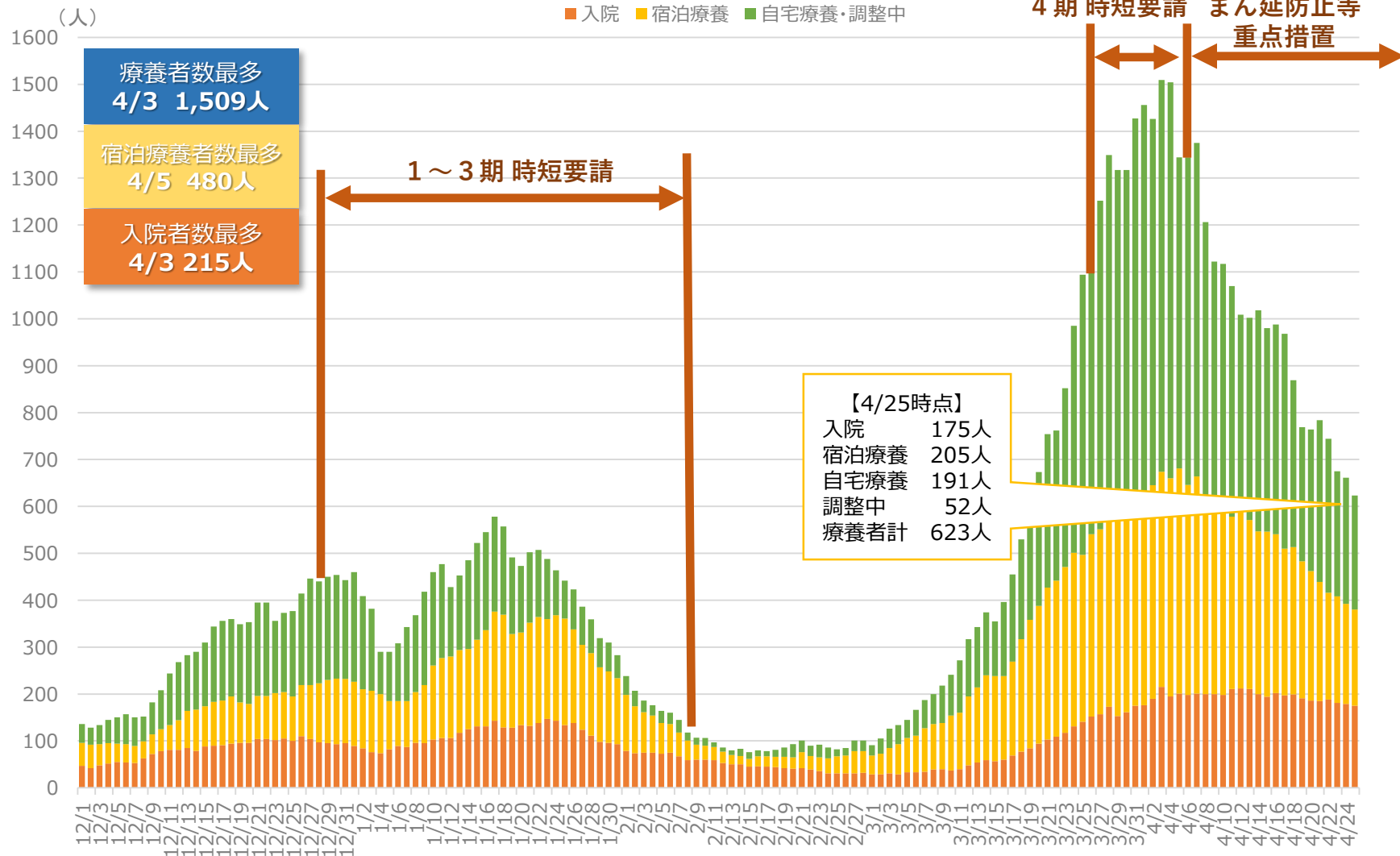
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
県内新規陽性者数	1	6	81	0	6	66	47	199	320	484	981	1,218	214	2,412	1,879	7,914
(一日当たり)	(1.0)	(0.2)	(2.7)	(0.0)	(0.2)	(2.1)	(1.5)	(6.6)	(10.3)	(16.1)	(31.6)	(39.3)	(7.6)	(80.4)	(72.3)	(18.8)
死亡者数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	8	6	6	3	6	29	60

※公表日別に集計・令和3年4月26日現在

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等（2）

## 宮城県 療養者数推移

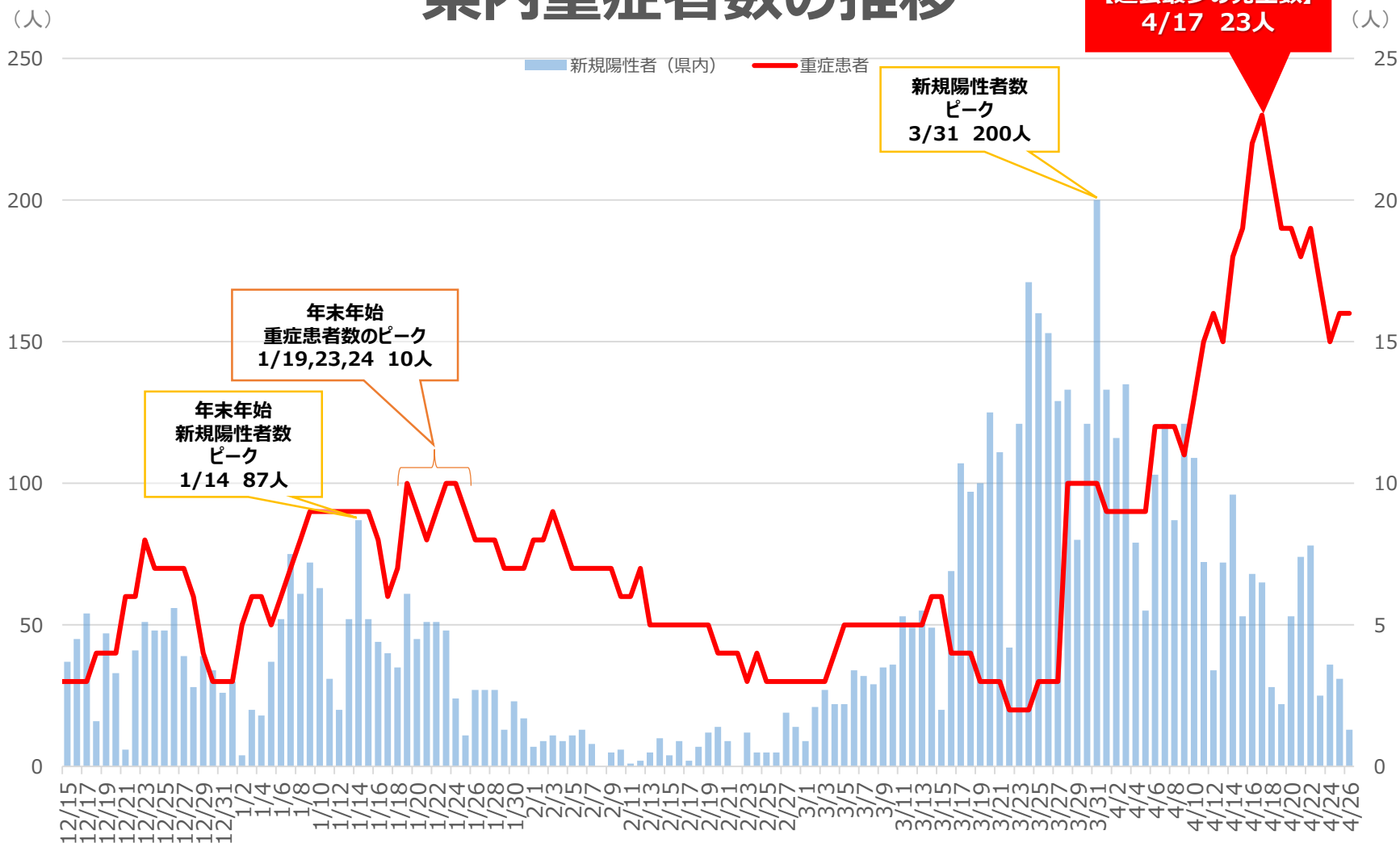
■入院 ■宿泊療養 ■自宅療養・調整中



※令和3年4月25日現在

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等（3）

## 県内重症者数の推移



※公表日別に集計・令和3年4月26日現在

# 施設における感染の状況（3月公表分）

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.1	飲食店（接待を伴うもの）	3	
2	R3.3.2	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
3	R3.3.5	飲食店（接待を伴うもの）	7	○
4	R3.3.6	刑事施設	41	○
5	R3.3.7	飲食店（酒類を提供するもの）	8	○
6	R3.3.8	機械器具小売業	3	
7	R3.3.9	社会保険事業	10	○
8	R3.3.11	医療機関	3	
9	R3.3.13	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
10	R3.3.13	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
11	R3.3.14	飲食店（接待を伴うもの）	11	○
12	R3.3.15	事業サービス業	15	○
13	R3.3.16	医療機関	3	
14	R3.3.16	事業サービス業	14	○
15	R3.3.16	映像・音声・文字情報制作業	3	
16	R3.3.16	国家公務	9	○
17	R3.3.17	遊興施設	42	○
18	R3.3.17	高齢者施設	5	
19	R3.3.17	機械器具小売業	4	
20	R3.3.17	国家公務	4	
21	R3.3.18	飲食店（接待を伴うもの）	5	
22	R3.3.18	歯科診療所	4	
23	R3.3.19	飲食店（接待を伴うもの）	2	
24	R3.3.19	飲食店（接待を伴うもの）	3	
25	R3.3.20	高齢者施設	16	○
26	R3.3.21	医療機関	3	
27	R3.3.21	家具・装備品製造業	23	○
28	R3.3.22	娯楽業	6	○
29	R3.3.22	高齢者施設	32	○
30	R3.3.23	保険業	4	
31	R3.3.23	飲食店（主に料理を提供するもの）	4	
32	R3.3.23	保育施設	15	○
33	R3.3.24	保育施設	6	○
34	R3.3.24	保育施設	4	
35	R3.3.25	医療機関	3	
36	R3.3.26	教育機関（高等学校）	13	○
37	R3.3.26	保育施設	4	
38	R3.3.26	情報サービス業	5	
39	R3.3.26	廃棄物処理業	3	
40	R3.3.28	専門学校	18	○
41	R3.3.28	宗教施設	9	○
42	R3.3.29	設備工事業	8	○
43	R3.3.30	飲食店（接待を伴うもの）	8	○
44	R3.3.30	医療機関	16	○

計21件

仙台市

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.3.2	教育機関（小学校）	3	
2	R3.3.5	高齢者施設	11	○
3	R3.3.15	児童関連施設	3	
4	R3.3.17	保育施設	6	○
5	R3.3.17	製造業（運送用機械器具）	3	
6	R3.3.17	建設業（設備工事業）	4	
7	R3.3.18	国家公務	3	
8	R3.3.22	医療機関	7	○
9	R3.3.25	保育施設	5	
10	R3.3.25	教育機関（高等学校）	9	○
11	R3.3.25	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
12	R3.3.27	教育機関（中学校）	7	○
13	R3.3.28	サービス業（スポーツ関連）	15	○
14	R3.3.28	保育施設	3	
15	R3.3.30	保育施設	3	
16	R3.3.31	飲食店（酒類を提供するもの）	10	○
17	R3.3.31	幼稚園	3	

仙台市以外

計7件

## 【業種・業態別集計】

業種・業態	仙台市	仙台市以外
飲食店（接待を伴うもの）	7	
飲食店（酒類を提供するもの）	4	2
飲食店（主に料理を提供するもの）	1	
保育施設	4	4
幼稚園		1
児童関連施設		1
教育機関（小学校・中学校・高等学校）	1	3
専門学校	1	
医療機関	5	1
高齢者施設	3	1
サービス業	3	1
機械器具小売業	2	
国家公務	2	1
製造業	1	1
その他（建設業等）	10	1
合計	44	17

# 施設における感染の状況（4月公表分）

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.4.1	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
2	R3.4.2	高齢者施設	13	○
3	R3.4.4	職別工事業	12	○
4	R3.4.5	飲食店（接待を伴うもの）	8	○
5	R3.4.5	宿泊業	4	
6	R3.4.5	事業サービス業	10	○
7	R3.4.7	高齢者施設	7	○
8	R3.4.9	専門学校	26	○
9	R3.4.9	高齢者施設	47	○
10	R3.4.9	飲食店（接待を伴うもの）	3	
11	R3.4.10	高齢者施設	15	○
12	R3.4.11	設備工事業	7	○
13	R3.4.13	保険業	6	○
14	R3.4.14	医療機関	3	
15	R3.4.14	総合工事業	3	
16	R3.4.15	事業サービス業	4	
17	R3.4.16	不動産賃貸業・管理業	9	○
18	R3.4.17	ビル管理業	6	○
19	R3.4.19	教育機関（高等学校）	6	
20	R3.4.21	教育機関（小学校）	4	
21	R3.4.23	廃棄物処理業	3	
22	R3.4.24	保育施設	4	
				<b>計12件</b>

仙台市

No	公表日	業種・業態公表状況	感染者数	クラスター
1	R3.4.1	高齢者施設	4	
2	R3.4.1	飲食店（酒類を提供するもの）	6	○
3	R3.4.2	飲食店（酒類を提供するもの）	7	○
4	R3.4.3	事務所（建設業）	4	
5	R3.4.3	飲食店（酒類を提供するもの）	4	
6	R3.4.4	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
7	R3.4.8	飲食店（酒類を提供するもの）	3	
8	R3.4.9	保育施設	8	○
9	R3.4.9	医療機関	4	
10	R3.4.10	製造業（輸送用機材器具）	3	
11	R3.4.10	保育施設	13	○
12	R3.4.10	卸業（機材卸）	3	
13	R3.4.11	高齢者施設	17	○
14	R3.4.13	保育施設	3	
15	R3.4.14	医療機関	3	
16	R3.4.14	高齢者施設	15	○
17	R3.4.15	保育施設	3	
18	R3.4.17	農林・水産業（農業）	3	
19	R3.4.17	高齢者施設	6	○
20	R3.4.20	高齢者施設	4	
21	R3.4.21	高齢者施設	8	○
22	R3.4.21	高齢者施設	40	○
23	R3.4.22	高齢者施設	5	
24	R3.4.24	障害者施設	5	
25	R3.4.24	高齢者施設	4	
				<b>計9件</b>

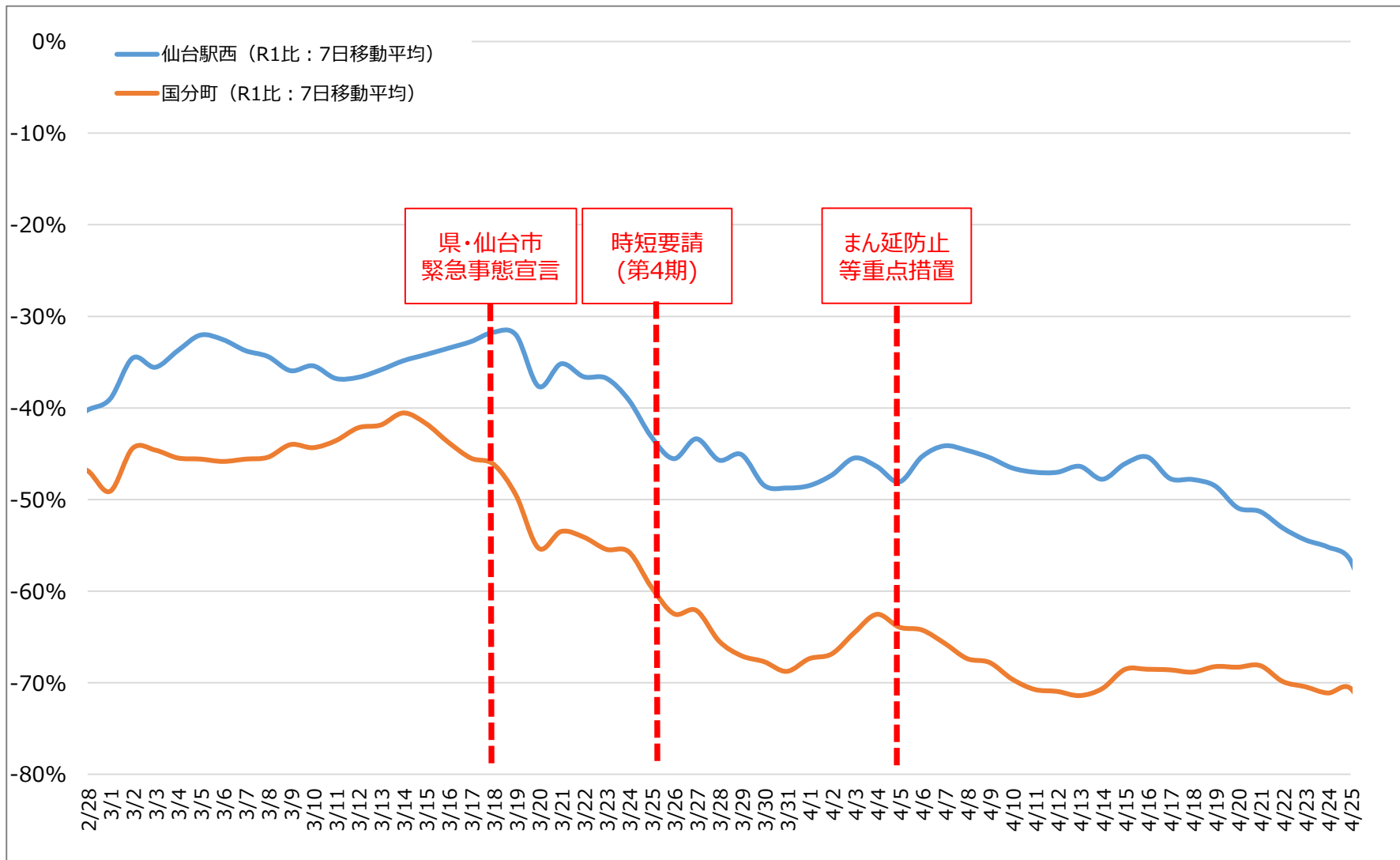
仙台市以外

## 【業種・業態別集計】

業種・業態	仙台市	仙台市以外
飲食店（接待を伴うもの）	2	
飲食店（酒類を提供するもの）	1	5
高齢者施設	4	9
医療機関	1	2
保育施設	1	4
教育機関（小学校・高等学校）	2	
専門学校	1	
その他	10	5
合計	22	25

# 人出の状況

## 《午後8時台～午後11時台における人出数の対令和元年減少率（7日移動平均）》



※R3.4.25時点  
※データ提供: 株式会社Agoop

# 病床の使用状況

## 受入可能病床の使用状況

R3.4.26時点	全県		仙台医療圏	
	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者
使用率	72.4%	57.1%	85.2%	78.9%
使用病床数	168床	16床	115床	15床
受入可能病床数	232床	28床	135床	19床

受入可能病床・・・ 対応人員や入退院の状況により実際に各医療機関が当日に受入可能な病床

## 確保病床の使用状況

R3.4.26時点	全県		仙台医療圏	
	全入院者	うち重症者	全入院者	うち重症者
使用率	48.4%	38.1%	47.1%	48.4%
使用病床数	168床	16床	115床	15床
受入可能病床数	347床	42床	244床	31床

確保病床・・・ 各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床

# 医療提供体制の負荷・感染の状況に係るステージ判断の指標(新型コロナウイルス感染症対策分科会)に係る本県の状況

項目	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①医療の逼迫具合				②療養者数 (対人口10万人)	③陽性者数/ PCR検査件数 (最近1週間)	④直近1週間の 陽性者数(対人口10万人)	⑤感染経路不明 な者の割合
	入院医療		重症者用病床	確保病床 <sup>※1</sup> 使用率				
	確保病床 <sup>※1</sup> 使用率	入院率 <sup>※2</sup>	確保病床 <sup>※1</sup> 使用率					
指標値	50.4%	28.1%	38.1%	27.0人	7.0%	13.0人	20.4%	
ステージⅢ の指標	20%	40%	20%	20人	5%	15人	50%	
ステージⅣ の指標	50%	25%	50%	30人	10%	25人	50%	

(参考1) 指標値算出のための実績値等

時点	4/25	4/25	4/25	4/25	4/19 ~4/25	4/19 ~4/25	4/10 ~4/16
分子	175床	175人	16床	623人	299人	299人	93人
分母	347床	623人	42床	2,306千人	4,293人	2,306千人	456人

※1 確保病床 …… 各医療機関から報告のあった現時点で確保している病床。

※2 入院率 …… 療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合かつ、新規陽性者で入院が必要な場合に、医療機関から届出のあった翌日までに入院できていない場合に適用。

(注) ※2の入院率について、本県では現在、入院が必要な方が届出の翌日までに入院できているため、適用されない。



# 医療提供体制の負荷・感染の状況に係るステージ判断の指標

日付	【 医療提供体制等の負荷 】					
	①医療の逼迫具合			②療養者数		
	入院医療		重症者用病床 確保病床使用率 【重症患者】	対人口10万人		
	確保病床使用率	入院率		(うち仙台市)	(うち仙台市以外)	
%	%	%	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	
ステージⅢの指標	20%	40%	20%	20人	20人	20人
ステージⅣの指標	50%	25%	50%	30人	30人	30人
R3.3.1	12.0% (▲1.1)	31.9% (+0.2)	13.6% (+0.0)	3.9人 (▲0.4)	5.9人 (▲0.5)	2.2人 (▲0.4)
R3.3.2	12.0% (+0.0)	27.6% (▲4.2)	18.2% (+4.5)	4.6人 (+0.6)	6.4人 (+0.6)	2.9人 (+0.7)
R3.3.3	12.9% (+0.8)	24.6% (▲3.0)	18.2% (+0.0)	5.5人 (+0.9)	8.1人 (+1.7)	3.1人 (+0.2)
R3.3.4	12.0% (▲0.8)	21.6% (▲3.0)	22.7% (+4.5)	5.8人 (+0.3)	8.0人 (▲0.1)	3.9人 (+0.7)
R3.3.5	13.7% (+1.7)	22.8% (+1.1)	22.7% (+0.0)	6.3人 (+0.5)	8.9人 (+0.9)	3.9人 (+0.1)
R3.3.6	13.7% (+0.0)	19.9% (▲2.9)	22.7% (+0.0)	7.2人 (+0.9)	10.1人 (+1.2)	4.6人 (+0.7)
R3.3.7	14.1% (+0.4)	18.2% (▲1.7)	22.7% (+0.0)	8.1人 (+0.9)	11.7人 (+1.6)	4.9人 (+0.3)
R3.3.8	16.2% (+2.1)	19.5% (+1.3)	22.7% (+0.0)	8.7人 (+0.6)	13.1人 (+1.5)	4.7人 (▲0.2)
R3.3.9	16.6% (+0.4)	18.3% (▲1.2)	22.7% (+0.0)	9.5人 (+0.8)	13.8人 (+0.6)	5.7人 (+1.0)
R3.3.10	15.7% (▲0.9)	15.4% (▲2.9)	22.7% (+0.0)	10.5人 (+1.0)	15.0人 (+1.2)	6.4人 (+0.7)
R3.3.11	16.9% (+1.3)	14.7% (▲0.6)	22.7% (+0.0)	11.8人 (+1.3)	17.2人 (+2.3)	6.9人 (+0.5)
R3.3.12	20.3% (+3.4)	15.1% (+0.4)	27.3% (+4.5)	13.7人 (+2.0)	20.5人 (+3.2)	7.7人 (+0.8)
R3.3.13	22.9% (+2.5)	15.7% (+0.6)	27.3% (+0.0)	14.9人 (+1.2)	22.5人 (+2.0)	8.1人 (+0.4)
R3.3.14	25.0% (+2.1)	15.6% (▲0.1)	27.3% (+0.0)	16.4人 (+1.5)	25.4人 (+2.9)	8.3人 (+0.2)
R3.3.15	24.2% (▲0.8)	15.8% (+0.2)	22.7% (▲4.5)	15.7人 (▲0.7)	25.0人 (▲0.5)	7.3人 (▲1.0)
R3.3.16	25.4% (+1.3)	14.9% (▲0.9)	27.3% (+4.5)	17.4人 (+1.8)	27.8人 (+2.8)	8.1人 (+0.8)
R3.3.17	29.2% (+3.8)	14.9% (+0.0)	18.2% (▲9.1)	20.0人 (+2.6)	31.2人 (+3.4)	10.0人 (+1.9)
R3.3.18	32.0% (+2.7)	14.5% (▲0.5)	27.3% (+9.1)	23.1人 (+3.0)	36.0人 (+4.8)	11.5人 (+1.5)
R3.3.19	34.9% (+2.9)	13.6% (▲0.8)	13.6% (▲13.6)	26.7人 (+3.6)	42.8人 (+6.9)	12.3人 (+0.7)
R3.3.20	39.0% (+4.1)	13.9% (+0.3)	13.6% (+0.0)	29.3人 (+2.6)	46.0人 (+3.1)	14.4人 (+2.1)
R3.3.21	42.7% (+3.7)	13.6% (▲0.3)	13.6% (+0.0)	32.8人 (+3.5)	52.5人 (+6.5)	15.2人 (+0.8)
R3.3.22	45.2% (+2.5)	14.3% (+0.7)	9.1% (▲4.5)	33.1人 (+0.3)	52.0人 (▲0.5)	16.2人 (+1.0)
R3.3.23	48.5% (+3.3)	13.7% (▲0.6)	9.1% (+0.0)	37.0人 (+3.9)	58.4人 (+6.4)	17.8人 (+1.6)
R3.3.24	54.4% (+5.8)	13.3% (▲0.4)	13.6% (+4.5)	42.8人 (+5.8)	67.8人 (+9.4)	20.4人 (+2.5)
<b>R3.3.25</b>	<b>58.5%</b> (+4.1)	<b>12.9%</b> (▲0.4)	<b>13.6%</b> (+0.0)	<b>47.6人</b> (+4.8)	<b>74.1人</b> (+6.3)	<b>23.8人</b> (+3.4)
R3.3.26	64.1% (+5.6)	12.7% (▲0.1)	13.6% (+0.0)	51.8人 (+4.2)	79.4人 (+5.3)	27.1人 (+3.3)
R3.3.27	66.2% (+2.1)	12.5% (▲0.2)	13.6% (+0.0)	54.4人 (+2.6)	82.2人 (+2.8)	29.4人 (+2.4)
R3.3.28	73.0% (+6.8)	12.8% (+0.3)	45.5% (+31.8)	58.6人 (+4.2)	90.8人 (+8.6)	29.7人 (+0.2)
R3.3.29	64.0% (▲9.0)	11.6% (▲1.2)	45.5% (+0.0)	57.2人 (▲1.3)	88.8人 (▲2.0)	28.9人 (▲0.7)
R3.3.30	66.8% (+2.8)	12.2% (+0.6)	45.5% (+0.0)	57.2人 (+0.0)	86.1人 (▲2.8)	31.4人 (+2.5)
R3.3.31	72.6% (+5.8)	12.2% (+0.0)	40.9% (▲4.5)	62.0人 (+4.8)	92.3人 (+6.2)	34.9人 (+3.5)
R3.4.1	62.6% (▲10.0)	12.1% (▲0.2)	36.0% (▲4.9)	63.3人 (+1.3)	91.4人 (▲0.9)	38.1人 (+3.2)
R3.4.2	67.6% (+5.0)	13.3% (+1.2)	36.0% (+0.0)	62.0人 (▲1.3)	87.0人 (▲4.4)	39.6人 (+1.6)
R3.4.3	76.5% (+8.9)	14.2% (+0.9)	36.0% (+0.0)	65.6人 (+3.6)	88.3人 (+1.4)	45.2人 (+5.6)
R3.4.4	69.4% (▲7.1)	13.0% (▲1.3)	36.0% (+0.0)	65.3人 (▲0.3)	90.1人 (+1.7)	43.0人 (▲2.2)
<b>R3.4.5</b>	<b>69.6%</b> (+0.2)	<b>14.9%</b> (+2.0)	<b>36.0%</b> (+0.0)	<b>58.3人</b> (▲6.9)	<b>77.8人</b> (▲12.3)	<b>40.9人</b> (▲2.1)
R3.4.6	65.6% (▲4.0)	14.7% (▲0.2)	48.0% (+12.0)	58.3人 (▲0.0)	78.4人 (+0.6)	40.2人 (▲0.7)
R3.4.7	62.8% (▲2.8)	14.6% (▲0.1)	44.4% (▲3.6)	59.7人 (+1.4)	78.5人 (+0.1)	42.8人 (+2.5)
R3.4.8	62.5% (▲0.3)	16.6% (+2.0)	44.4% (+0.0)	52.3人 (▲7.4)	65.3人 (▲13.2)	40.6人 (▲2.1)
R3.4.9	62.1% (▲0.4)	17.9% (+1.3)	44.4% (+0.0)	48.6人 (▲3.7)	58.6人 (▲6.7)	39.6人 (▲1.1)
R3.4.10	60.9% (▲1.2)	17.8% (▲0.1)	46.4% (+2.0)	48.2人 (▲0.3)	60.4人 (+1.7)	37.3人 (▲2.2)
R3.4.11	64.9% (+4.0)	19.8% (+2.0)	53.6% (+7.1)	46.2人 (▲2.0)	56.8人 (▲3.6)	36.8人 (▲0.6)
R3.4.12	65.2% (+0.3)	21.1% (+1.3)	57.1% (+3.6)	43.6人 (▲2.6)	52.5人 (▲4.3)	35.6人 (▲1.2)
R3.4.13	64.7% (▲0.5)	21.2% (+0.1)	51.7% (▲5.4)	43.2人 (▲0.3)	52.4人 (▲0.1)	35.0人 (▲0.6)
R3.4.14	59.2% (▲5.6)	19.7% (▲1.4)	43.9% (▲7.8)	43.9人 (+0.7)	49.3人 (▲3.1)	39.1人 (+4.1)
R3.4.15	57.4% (▲1.8)	19.9% (+0.1)	46.3% (+2.4)	42.4人 (▲1.6)	46.3人 (▲2.9)	38.8人 (▲0.3)
R3.4.16	59.6% (+2.2)	20.5% (+0.6)	52.4% (+6.0)	42.8人 (+0.4)	48.5人 (+2.2)	37.6人 (▲1.2)
R3.4.17	56.9% (▲2.7)	20.4% (▲0.1)	54.8% (+2.4)	41.9人 (▲0.9)	47.8人 (▲0.7)	36.6人 (▲1.0)
R3.4.18	57.5% (+0.6)	22.9% (+2.5)	50.0% (▲4.8)	37.6人 (▲4.2)	43.0人 (▲4.8)	32.8人 (▲3.8)
R3.4.19	55.2% (▲2.3)	24.9% (+1.9)	45.2% (▲4.8)	33.3人 (▲4.3)	38.9人 (▲4.1)	28.3人 (▲4.5)
R3.4.20	53.6% (▲1.6)	24.3% (▲0.5)	45.2% (+0.0)	33.1人 (▲0.2)	37.2人 (▲1.7)	29.4人 (+1.2)
R3.4.21	53.3% (▲0.3)	23.6% (▲0.7)	42.9% (▲2.4)	34.0人 (+0.9)	37.2人 (+0.0)	31.1人 (+1.6)
R3.4.22	54.2% (+0.9)	25.3% (+1.7)	45.2% (+2.4)	32.3人 (▲1.7)	35.0人 (▲2.2)	29.8人 (▲1.3)
R3.4.23	52.2% (▲2.0)	26.8% (+1.5)	40.5% (▲4.8)	29.3人 (▲3.0)	28.8人 (▲6.2)	29.7人 (▲0.1)
R3.4.24	51.6% (▲0.6)	27.1% (+0.3)	35.7% (▲4.8)	28.7人 (▲0.6)	29.0人 (+0.2)	28.4人 (▲1.3)
<b>R3.4.25</b>	<b>50.4%</b> (▲1.2)	<b>28.1%</b> (+1.0)	<b>38.1%</b> (+2.4)	<b>27.0人</b> (▲1.6)	<b>27.4人</b> (▲1.6)	<b>26.6人</b> (▲1.7)

要請4期

まん防

直近

※R3.4.25時点

# 医療提供体制の負荷・感染の状況に係るステージ判断の指標

日付	【 感染の状況 】													
	③陽性者数／PCR検査件数（最近1週間）			④直近1週間の陽性者数						⑤感染経路不明な者の割合				
		（うち仙台市）		（うち仙台市以外）		（うち仙台市）		（うち仙台市以外）			（うち仙台市）		（うち仙台市以外）	
	%	%	%	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	対人口10万人	%	%	%	%	%	
ステージⅢの指標	5%	5%	5%	15人	15人	15人	50%	50%	50%					
ステージⅣの指標	10%	10%	10%	25人	25人	25人	50%	50%	50%					
R3.3.1	3.3% (+0.1)	4.4% (+0.2)	2.0% (+0.0)	2.9人 (+0.2)	4.4人 (+0.4)	1.5人 (+0.1)								
R3.3.2	4.0% (+0.7)	5.2% (+0.8)	2.7% (+0.7)	4.1人 (+1.3)	6.0人 (+1.6)	2.5人 (+1.0)								
R3.3.3	4.2% (+0.2)	5.5% (+0.4)	2.9% (+0.2)	4.6人 (+0.5)	6.5人 (+0.6)	2.9人 (+0.4)	52.6%	(+50.0)	64.8%	(+62.1)	28.9%	(+26.3)		
R3.3.4	4.8% (+0.5)	6.0% (+0.4)	3.5% (+0.6)	5.5人 (+0.9)	7.5人 (+0.9)	3.6人 (+0.7)								
R3.3.5	4.8% (+0.0)	6.2% (+0.2)	3.4% (▲0.1)	5.8人 (+0.3)	8.1人 (+0.6)	3.7人 (+0.1)								
R3.3.6	5.5% (+0.7)	7.4% (+1.2)	3.7% (+0.3)	7.3人 (+1.5)	10.0人 (+1.9)	4.9人 (+1.2)								
R3.3.7	5.9% (+0.4)	8.2% (+0.8)	3.7% (▲0.0)	8.2人 (+0.9)	11.8人 (+1.8)	4.9人 (+0.0)								
R3.3.8	6.2% (+0.2)	8.6% (+0.4)	3.8% (+0.1)	8.7人 (+0.6)	12.6人 (+0.7)	5.3人 (+0.4)	52.7%	(+48.3)	57.2%	(+52.8)	40.0%	(+35.6)		
R3.3.9	5.9% (▲0.2)	8.4% (▲0.3)	3.5% (▲0.3)	8.5人 (▲0.2)	12.7人 (+0.1)	4.9人 (▲0.4)								
R3.3.10	6.6% (+0.7)	9.0% (+0.7)	4.0% (+0.5)	9.5人 (+1.0)	14.2人 (+1.6)	5.3人 (+0.4)								
R3.3.11	7.4% (+0.8)	10.4% (+1.3)	4.2% (+0.3)	11.3人 (+1.8)	17.2人 (+3.0)	5.9人 (+0.7)								
R3.3.12	7.7% (+0.3)	10.4% (+0.1)	4.4% (+0.2)	12.3人 (+1.0)	19.1人 (+1.8)	6.2人 (+0.2)								
R3.3.13	8.2% (+0.6)	10.8% (+0.4)	4.8% (+0.4)	12.9人 (+0.7)	20.6人 (+1.5)	6.1人 (▲0.1)								
R3.3.14	8.1% (▲0.2)	10.7% (▲0.1)	4.7% (▲0.1)	12.8人 (▲0.1)	20.4人 (▲0.2)	6.1人 (+0.0)								
R3.3.15	8.0% (▲0.1)	10.2% (▲0.5)	4.6% (▲0.1)	14.1人 (+1.3)	22.9人 (+2.6)	6.2人 (+0.1)								
R3.3.16	9.0% (+1.0)	11.6% (+1.4)	5.1% (+0.5)	17.6人 (+3.5)	28.8人 (+5.9)	7.6人 (+1.4)	59.2%	(+50.5)	62.9%	(+54.3)	48.3%	(+39.6)		
R3.3.17	10.0% (+1.0)	12.3% (+0.6)	6.3% (+1.2)	20.1人 (+2.5)	32.1人 (+3.3)	9.4人 (+1.8)								
R3.3.18	9.8% (▲0.2)	12.0% (▲0.3)	6.3% (▲0.0)	21.4人 (+1.3)	34.2人 (+2.1)	10.0人 (+0.6)								
R3.3.19	10.3% (+0.5)	12.1% (+0.1)	7.2% (+0.9)	24.6人 (+3.2)	38.8人 (+4.6)	11.9人 (+2.0)								
R3.3.20	11.1% (+0.8)	13.3% (+1.2)	7.5% (+0.3)	26.5人 (+1.9)	42.0人 (+3.2)	12.6人 (+0.7)								
R3.3.21	11.2% (+0.0)	13.6% (+0.2)	7.3% (▲0.1)	28.1人 (+1.6)	44.5人 (+2.5)	13.5人 (+0.9)								
R3.3.22	11.5% (+0.3)	14.0% (+0.4)	7.6% (+0.3)	29.7人 (+1.6)	46.3人 (+1.8)	14.8人 (+1.3)								
R3.3.23	12.7% (+1.2)	15.5% (+1.5)	8.2% (+0.6)	33.4人 (+3.7)	53.0人 (+6.7)	15.9人 (+1.1)								
R3.3.24	12.6% (▲0.1)	15.8% (+0.3)	8.1% (▲0.1)	36.0人 (+2.6)	56.1人 (+3.0)	18.0人 (+2.1)	57.5%	(+47.3)	64.3%	(+54.0)	41.8%	(+31.6)		
R3.3.25	13.1% (+0.5)	16.0% (+0.2)	9.0% (+0.9)	38.7人 (+2.7)	58.3人 (+2.3)	21.1人 (+3.0)								
R3.3.26	12.5% (▲0.5)	15.7% (▲0.3)	8.5% (▲0.5)	38.8人 (+0.1)	57.5人 (▲0.8)	22.0人 (+1.0)								
R3.3.27	12.4% (▲0.1)	15.4% (▲0.3)	8.6% (+0.0)	40.8人 (+2.0)	60.2人 (+2.7)	23.5人 (+1.5)								
R3.3.28	12.5% (+0.1)	15.8% (+0.4)	8.5% (▲0.0)	41.5人 (+0.7)	60.8人 (+0.6)	24.2人 (+0.7)								
R3.3.29	11.9% (▲0.7)	15.0% (▲0.7)	8.1% (▲0.5)	40.9人 (▲0.6)	59.7人 (▲1.1)	24.0人 (▲0.2)								
R3.3.30	11.6% (▲0.2)	14.6% (▲0.5)	8.4% (+0.4)	41.1人 (+0.2)	56.6人 (▲3.1)	27.2人 (+3.2)	49.5%	(+35.5)	54.7%	(+40.7)	40.6%	(+26.6)		
R3.3.31	11.5% (▲0.1)	14.5% (▲0.1)	8.5% (+0.1)	41.0人 (▲0.1)	55.2人 (▲1.4)	28.2人 (+1.0)								
R3.4.1	10.7% (▲0.8)	14.1% (▲0.3)	7.5% (▲1.0)	39.3人 (▲1.7)	53.1人 (▲2.1)	26.9人 (▲1.3)								
R3.4.2	11.3% (+0.6)	15.3% (+1.2)	7.9% (+0.4)	40.5人 (+1.2)	54.0人 (+0.9)	28.4人 (+1.5)								
R3.4.3	10.1% (▲1.2)	13.9% (▲1.4)	7.1% (▲0.7)	37.7人 (▲2.8)	48.3人 (▲5.8)	28.3人 (▲0.1)								
R3.4.4	10.0% (▲0.2)	13.1% (▲0.8)	7.3% (+0.2)	36.6人 (▲1.2)	46.6人 (▲1.7)	27.5人 (▲0.7)								
R3.4.5	10.2% (+0.2)	13.6% (+0.5)	7.4% (+0.1)	36.6人 (+0.1)	46.4人 (▲0.2)	27.9人 (+0.3)	44.8%	(+29.7)	54.1%	(+39.0)	31.1%	(+16.0)		
R3.4.6	9.4% (▲0.8)	12.2% (▲1.4)	7.1% (▲0.3)	33.2人 (▲3.4)	41.3人 (▲5.1)	26.0人 (▲1.9)								
R3.4.7	8.7% (▲0.7)	11.2% (▲1.0)	6.5% (▲0.6)	30.1人 (▲3.1)	38.3人 (▲3.0)	22.9人 (▲3.1)								
R3.4.8	8.9% (+0.1)	11.0% (▲0.2)	6.9% (+0.4)	28.9人 (▲1.3)	36.1人 (▲2.2)	22.5人 (▲0.4)								
R3.4.9	9.1% (+0.2)	11.2% (+0.1)	7.1% (+0.2)	28.7人 (▲0.2)	36.1人 (+0.1)	22.0人 (▲0.5)								
R3.4.10	9.9% (+0.8)	11.5% (+0.4)	8.2% (+1.1)	28.4人 (▲0.3)	36.1人 (▲0.1)	21.5人 (▲0.4)								
R3.4.11	9.9% (▲0.0)	11.5% (▲0.0)	8.2% (▲0.0)	27.9人 (▲0.5)	35.0人 (▲1.0)	21.5人 (▲0.1)								
R3.4.12	9.6% (▲0.4)	11.3% (▲0.2)	7.8% (▲0.4)	26.8人 (▲1.1)	33.4人 (▲1.7)	20.9人 (▲0.6)								
R3.4.13	9.4% (▲0.2)	11.3% (+0.0)	7.5% (▲0.4)	25.9人 (▲0.9)	32.7人 (▲0.7)	19.9人 (▲1.0)	20.4%	(+6.8)	14.0%	(+0.4)	29.3%	(+15.7)		
R3.4.14	9.0% (▲0.4)	11.3% (+0.1)	6.9% (▲0.6)	24.6人 (▲1.3)	30.9人 (▲1.7)	19.0人 (▲0.9)								
R3.4.15	8.7% (▲0.2)	11.0% (▲0.3)	6.8% (▲0.1)	23.5人 (▲1.1)	28.8人 (▲2.1)	18.8人 (▲0.2)								
R3.4.16	7.2% (▲1.6)	9.4% (▲1.6)	5.4% (▲1.4)	19.7人 (▲3.8)	24.2人 (▲4.6)	15.7人 (▲3.1)								
R3.4.17	6.4% (▲0.8)	8.6% (▲0.8)	4.7% (▲0.8)	18.1人 (▲1.6)	22.4人 (▲1.8)	14.2人 (▲1.5)								
R3.4.18	6.1% (▲0.2)	8.6% (+0.1)	4.3% (▲0.3)	17.4人 (▲0.7)	21.6人 (▲0.8)	13.7人 (▲0.5)								
R3.4.19	6.2% (+0.1)	8.7% (+0.1)	4.5% (+0.2)	16.4人 (▲1.0)	19.8人 (▲1.7)	13.3人 (▲0.4)								
R3.4.20	6.2% (▲0.0)	8.7% (▲0.0)	4.6% (+0.0)	15.2人 (▲1.2)	18.1人 (▲1.7)	12.7人 (▲0.7)								
R3.4.21	7.5% (+1.2)	10.3% (+1.6)	5.9% (+1.3)	17.1人 (+1.9)	18.0人 (▲0.1)	16.4人 (+3.7)								
R3.4.22	6.9% (▲0.6)	11.5% (+1.2)	4.9% (▲1.0)	15.2人 (▲1.9)	16.2人 (▲1.7)	14.3人 (▲2.1)								
R3.4.23	6.8% (▲0.1)	14.5% (+2.9)	4.6% (▲0.3)	14.3人 (▲0.9)	14.6人 (▲1.7)	14.1人 (▲0.2)								
R3.4.24	7.1% (+0.3)	16.6% (+2.2)	4.9% (+0.3)	14.0人 (▲0.3)	13.3人 (▲1.3)	14.6人 (+0.6)								
R3.4.25	7.0% (▲0.2)	17.0% (+0.3)	4.7% (▲0.1)	13.0人 (▲1.0)	11.7人 (▲1.7)	14.1人 (▲0.5)								

要請4期

まん防

直近

## 基本的対処方針の変更内容と県の考え方（案）について

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

変更後 (令和3年4月23日変更)	変更前 (令和3年4月16日変更)	県の考え方
<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>(中略)</p> <p>7) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活</p>	<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>(中略)</p> <p>5) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。部活</p>	

<p>動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ 都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。</p> <p>② （略）</p>	<p>動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域 _____ においては、部活動 _____ における感染リスクの高い活動の制限 _____）を要請する。<u>大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。</u>都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。</p> <p>② （略）</p>	<p>・ 県立学校については、これまでの対応を継続</p>
<p><u>8) 重点措置区域における取組等</u></p> <p>① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが</p>	<p><u>7) 重点措置区域における取組等</u></p> <p>① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが</p>	<p>（変更なし）</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）以外の地域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）以外の地域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。</li> </ul>	<p>（変更なし）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、<u>法第 31 条の 6 第 1 項</u>に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、<u>法第 24 条第 9 項</u>に基づき、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仙台市内には法第 31 条の 6 第 1 項による要請を行う（要請内容は従前どおり）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、<u>令第 5 条の 5</u>に規定される各措置について飲食店等に対して要請を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、<u>令第 5 条の 5</u>に規定される各措置について飲食店__に対して要請を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従前から対応済み</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店等以外の令第 11 条第 1 項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）についても、営業時間の短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うこと。<u>特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底するよう働きかけを行うこと。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店等以外の令第 11 条第 1 項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）についても、営業時間_____や入場整理等について同様の働きかけを行うこと。_____</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間短縮は従前から要請している</li> <li>追加部分の要請を行う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。その際、ガイドラインを遵守していない飲食店等については、個別に要請を行うことを検討すること。</li> </ul>	<p>(変更なし)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。<u>特に、緊急事態措置区域からの利用者の流入が懸念される区域について、重点的に実施すること。また、路上・公園等における集団での</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。__</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加部分の要請を行う</li> </ul>

<p><u>飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等を行うこと。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>・ 法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、<u>及び感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること等</u>について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、<u>変異株の</u> _____ <u>感染者が増加している</u>ことを踏まえ、 _____ <u>感染拡大を防止</u>する観点から、<u>不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控える</u>ように促すこと。</p>	<p>・ 法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。併せて、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、<u>及び感染対策が徹底されていない飲食店</u> _____ <u>の利用を自粛すること等</u>について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、<u>変異株による感染</u> _____ <u>が増加している</u>ことを踏まえ、<u>他の地域への感染拡大を防止</u>する観点から、<u>不要不急の都道府県間の移動</u> _____ <u>は、極力控える</u>ように促すこと。</p>	<p>・ 従来から要請している</p> <p>・ 追加部分の要請を行う</p>
<p>・ <u>交通事業者に対して、緊急事態措置の実施期間において、平日の終電の繰上げ、週末休日における減便等や、主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>・ 従来どおり、感染防止対策の徹底について要請を行う</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行うこと。</li> </ul>	<p>（変更なし）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。<u>特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めるよう働きかけること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。 _____ _____ _____</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加部分の要請を行う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行</li> </ul>	

<p>う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所（例えば、密になりやすい、又は、多くの人が出入りし接触するような事務所・作業所、寮、大学等）等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うこと。</p>	<p>う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所 _____ _____等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うこと。</p>	<p>※例示追加のみ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行するとともに、感染者急増時の緊急的患者対応への切り替えに向けた準備（医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等）を行うこと。</li> </ul>	<p>（変更なし）</p>
<p>② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。</p> <p>③ 重点措置区域である都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。</p>	<p>② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。</p> <p>③ 重点措置区域である都道府県は、①の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。</p>	<p>（変更なし）</p>

**まん延防止等重点措置を  
実施すべき区域における  
要請内容等(案)について**

# 「重点措置」適用に伴う県の対策等【概要】

要請期間	令和3年4月5日（月）～ <u>同年5月11日（火）</u>	対象区域	宮城県全域
対策の概要	基本的には <b>5月5日までの要請内容を5月11日まで継続</b> する 国の基本的対処方針の見直し等に伴い、 <b>一部の対策を追加・強化</b>		
備考	3月18日から実施している <b>県と仙台市独自の緊急事態宣言も5月11日まで延長</b>		

要請対象	地域	主な要請内容
県民	県内全域	不要不急の外出自粛（特に緊急事態措置区域）、年度初め行事の自粛、感染対策不徹底・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛、 <u>感染リスクの高い行動の自粛（路上・公園等での集団飲酒）</u> 等
イベント	県内全域	開催制限（収容率・人数上限）、ガイドラインの遵守、追跡対策等
飲食店	仙台市	全飲食店の時短営業：午前5時-午後8時（酒類提供：午前11時-午後7時） 感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等 ※正当な理由がなく上記に応じない場合、命令・過料（20万円）あり
	仙台市外	酒類・接待飲食店の時短営業：午前5時-午後9時 感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
その他の施設	仙台市	時短営業：午前5時-午後8時まで 入場者整理・感染防止対策徹底・業種別ガイドライン遵守等
事業者	県内全域	感染防止対策の徹底、年度初め行事の自粛、テレワーク徹底等による出勤者数減（ <u>特に緊急事態措置区域への出勤</u> ）
大学等		年度初め行事の自粛、感染防止と学修機会の確保との両立、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛等

※下線部の内容は、4/23の基本的対処方針見直し等に伴い、今回追加したもの

## 県民への要請（県内全域）

- 日中も含めた不要不急の外出や移動を自粛すること、近場の外出でも三密を避けること
- 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置地域等（首都圏・関西圏・愛知県・愛媛県・沖縄県）との往来は厳に控えること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 年度初めにおける行事（歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見など）の開催を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策への積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること

# 「重点措置」適用に伴う要請内容②【イベント開催】

期間延長

## イベント主催者等への要請(県内全域)

※県主催・共催イベントを含む

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が**1,000人を超えるイベント**を開催する際には、そのイベントの開催要件等について、**県に事前に相談**すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること

開催制限等（**4月27日～5月11日**）

➡ 「収容率」が「人数上限」の小さい方を限度

収容率		人数上限
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの※2	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウスナイトクラブでのイベント等	5,000人 以下
100%以内（席がない場合は適切な間隔）	50%※1以内（席がない場合は十分な間隔）	

※1 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2: 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

# 「重点措置」適用に伴う要請内容③- i 【仙台南内】

一部変更

## 飲食店への要請(仙台南内)

※県有施設を含む

### 営業時間短縮の協力要請〔特措法31条の6第1項〕

〔※5月12日午前0時から午前5時までの間は特措法第24条第9項に基づく要請となる〕

期間	令和3年4月5日午後8時から令和3年 <b>5月12日午前5時まで</b>
対象	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店※ <u>(宅配・テイクアウトを除く)</u>
要請内容	<b>午前5時から午後8時までの時間短縮営業</b> (酒類の提供は <b>午前11時から午後7時まで</b> )

### その他の協力要請

法31条の6 第1項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)</li><li>○ アクリル板の設置等</li><li>○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等</li><li>○ <u>カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店)</u></li></ul>
法24条 第9項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ CO<sub>2</sub>センサーの設置</li><li>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底</li></ul>

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること(協力依頼)

## その他の施設への感染拡大防止の協力依頼(仙台市内)

※県有施設を含む

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○午前5時から午後8時までの時間短縮営業 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで) ※法に基づかない任意の協力のお願い</li> <li>○入場者の整理誘導 <u>(特に緊急事態措置の実施期間は施設内外に混乱が生じることがないよう入場整理を徹底すること)</u>、 発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、 施設の換気</li> <li>○業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
遊興施設※	
物品販売業を営む店舗 (1,000㎡超) ※生活必需物資を除く	
サービス業を営む店舗 (1,000㎡超) ※生活必需サービスを除く	

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること(協力依頼)



# 「重点措置」適用に伴う要請内容④【**仙台市外**】

期間延長

## 飲食店への要請（仙台市を除く県内全域）

※県有施設を含む

### 営業時間短縮の協力要請〔特措法24条第9項〕

期間	令和3年4月5日午後9時から令和3年 <b>5月12日午前5時</b> まで
対象	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設（ <b>宅配・テイクアウトを除く</b> ） ① <b>接待を伴う飲食店</b> （※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗） ② <b>酒類を提供する飲食店</b> （ <b>カラオケ店等を含む</b> ）
要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

### その他の協力要請〔特措法24条第9項〕

要請内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者へのマスク会食実施の周知、 正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li><li>○ アクリル板の設置等</li><li>○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気等</li><li>○ CO<sub>2</sub>センサーの設置</li><li>○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底</li><li>○ カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗でカラオケ設備がある店）</li></ul>
------	---

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は特措法に基づく要請の対象。  
ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

※催物の開催制限に係る施設はイベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

## 事業者への協力依頼

- 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- 特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努めること

## 大学等への協力依頼

- 学生に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること
- 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

# 「重点措置」の実効性確保に向けた県の取組

実施中

## 高齢者施設等の感染対策

4月から6月まで2週間に1回、  
入所型の高齢者施設等の職員を対象に  
した行政検査を実施

施設等の感染状況を的確に把握し、  
必要な感染拡大防止策を早期に実施

実施中

## 時短営業等の遵守徹底

飲食店等に対する実地での働きかけ  
(時短営業・感染対策に係る見回り)

緊急事態措置区域(首都圏等)からの  
利用者流入が懸念される区域  
(仙台市内)について重点的に実施

特措法31条の6第3項に基づく命令等

実施中

## モニタリング検査

密になりやすい・多くの人が入り出し  
接触するような場所でのモニタリング  
検査拡充への積極的な協力

実施済

## 歓楽街等での重点的検査

仙台市内中心市街地の飲食店従業員を  
対象とした集中的なPCR検査の実施

追加

## 感染リスクが高い行動への注意喚起

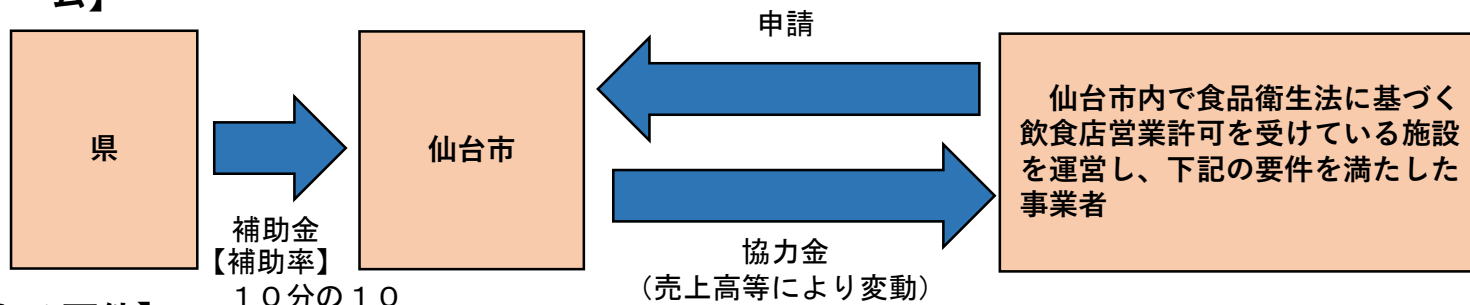
県民への啓発・広報等に加え、  
市町村・公園管理者等に対して、  
路上・公園等における集団飲酒等の  
自粛を呼びかけるよう要請

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

## （まん延防止等重点措置の延長対応 仙台市適用分）

まん延防止等重点措置が令和3年5月11日まで延長されたことに伴い、仙台市全域を対象として下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月6日午後8時から令和3年5月12日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に下記のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、協力金）」を支給いたします。

### 【①実施スキーム】



### 【②対象となる要件】

- ◎令和3年5月5日以前から開業しており、令和3年5月6日午後8時から令和3年5月12日午前5時の期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
- ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までの間に限る。
- ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

### 【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業者	A売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

※協力金の支給額は1施設あたり1日単価×6日間となります。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

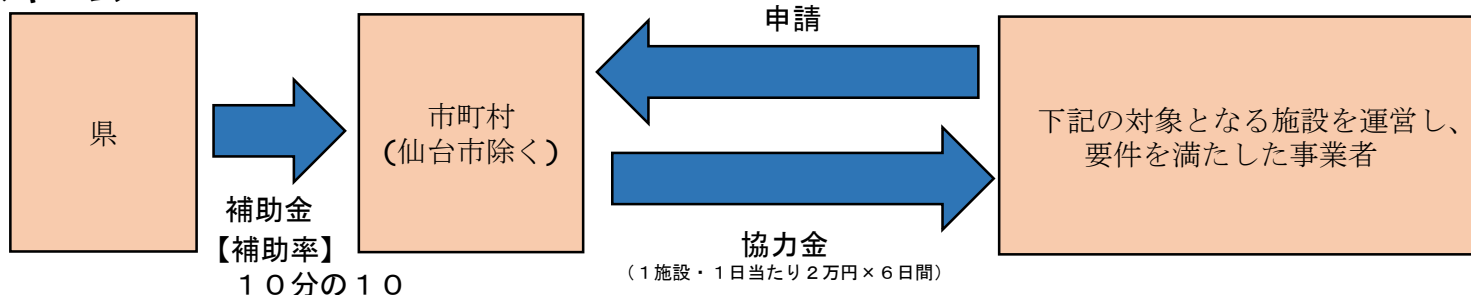
## （まん延防止等重点措置の延長対応 仙台市以外市町村適用分）

まん延防止等重点措置が令和3年5月11日まで延長されたことに伴い、仙台市以外の市町村全域を対象として下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に下記のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、協力金）」を支給いたします。

### ◎支給額 1施設・1日当たり2万円×6日間

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

### ◎実施スキーム



### 【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

#### ①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

#### ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

### 【対象となる要件】

◎令和3年5月5日以前から開業しており、令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

## 県立学校の部活動等について

### 1 宮城県教育委員会の方針

#### (1) 県立学校における部活動実施に関する考え方

「部活動での指導ガイドライン（平成 30 年 3 月発行宮城県教育委員会）」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、当面の間、校内のみの活動とし、交流試合等は自粛する。また、地域の感染状況によっては、時間短縮で活動するなどを検討する。

#### (2) 宮城県高等学校総合体育大会等の開催に関する考え方

- ① 全国高等学校総合体育大会（インターハイ）や全国高等学校総合文化祭の予選会等については、生徒たちにとってこれまで培ってきた日頃の成果を発揮する大きな大会であることから、可能な限り感染防止対策を徹底した上での大会開催に向けて、主催者と協議する。
- ② 「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」において、原則として大会の開催を自粛とし、会場確保の都合等により、一部競技においてやむを得ず開催する場合は、各競技団体が作成しているガイドライン等を踏まえ、最大限の感染防止対策を講じるよう求める。（大会前からの健康チェック・こまめな消毒・換気・無観客等の対応）
- ③ 大会の開催に当たり、開催種目毎の感染症対策ガイドライン等を主催者と確認し、慎重に対応する。

### 2 宮城県高等学校体育連盟の記者発表（令和 3 年 4 月 19 日）

#### 第 70 回宮城県高等学校総合体育大会の開催について

標記の件については、宮城県教育委員会と協議の上、開催に向けて準備を進めております。

なお、開催の準備にあたっては、今後の県内の感染状況を踏まえ慎重に判断していくとともに、下記事項を検討しながら進めておりますので、お知らせします。

#### 記

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底する。
- ・「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」においては、原則として大会の開催を自粛とするが、会場確保の都合等により、一部の競技においてやむを得ず開催する場合は、各競技団体が作成しているガイドライン等を踏まえ、最大限の感染防止対策を講じる。